

## 令和8年度出土木製品保存処理業務仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、鳥取県埋蔵文化財センター（以下「甲」という。）が委託する木製品保存処理等業務の実施に当たって受注者（以下「乙」という。）が遵守すべき作業の仕様を定め、もって当該業務の適正な執行を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この仕様書において「監督員」とは、甲の長（以下「所長」という。）の命令又は委任を受けて本業務の執行について乙を指示監督する者をいう。また「検査員」とは、所長の命令又は委任を受けて本業務の執行について乙を検査する者をいう。

2 「調査員」とは乙の本業務全体を統括し、下記の条件を満たした上で本業務を遂行する者をいう。

- (1) 大学若しくは大学院で文化財保存科学を専門に履修する課程を卒業または修了した者。
- (2) 第1号以外の者の場合は第1号と同等以上の知識と経験があると認められる者。
- (3) 乙が雇用する正社員（契約社員や嘱託社員等は除く）であること。
- (4) 原則として本業務終了まで一貫して担当できる者であること。

### (業務概要)

第3条 業務の名称及び概要は以下のとおりとする。

- 1 業務の名称 令和8年度出土木製品保存処理業務
- 2 業務期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- 3 納入場所 鳥取県埋蔵文化財センター（鳥取市国府町宮下1260番地）
- 4 対象点数 38点。詳細は別紙1・2のとおり。
- 5 保存処理 以下のいずれかの保存処理法による保存処理と接合、充填、補彩。
  - (1) トレハロース含浸法
  - (2) 高級アルコール含浸法
  - (3) 真空凍結乾燥保存法（PEG含浸による）
- 6 樹種同定 別紙1中「樹種同定」欄に○印がある木製品13点（No.1、5、12、17、23、27、28、29、32、34、35、36、38）について切片を採取して、実体顕微鏡等を用いて樹種を同定する。
- 7 塗膜分析 別紙1中「塗膜分析」欄に○印がある木製品7点（No.20、26、27、28、31、35、36）について分析を行う。

### (遺物取り扱い作業・写真撮影作業)

第4条 乙は、運搬及び第3条第5項の作業中における対象遺物が文化財であることを理解し、破損等が発生しないよう丁寧に扱うものとする。

- 2 委託する遺物の引き渡し場所は、甲の場所（鳥取市国府町宮下1260番地）とする。なお、遺物の引き渡しは契約日後、一週間以内に完了するものとする。
- 3 木製品引き渡し時の梱包については監督員の立ち会いのもとで乙が行うものとし、運搬中に破損することのないよう梱包には細心の注意を払うこと。また、引き渡し時に塗膜分析の資料採取箇所について協議の上、決定すること。
- 4 乙は、遺物引き渡し時の運搬終了後は速やかに遺物の梱包を開封し、開梱時の状態を写真撮影すること。写真は直ちに甲へ送付して監督員の確認を受けること。
- 5 遺物の運搬にかかる経費は、全て乙の負担とする。
- 6 第3条第5項に係る業務について、乙は、着手前、含浸処理後及び業務終了後の遺物の状態について、写真撮影を行うこと。

(提出物)

- 第5条 契約後、乙は監督員と協議の上、本業務完了までの「全体工程表」(様式任意)を速やかに作成して甲に提出すること。
- 2 月別の工程進捗状況を全体工程表に記載の上、翌月の7日までに甲に提出すること。
  - 3 乙は「調査員」を選任する場合は、「調査員選任通知書」、「調査員履歴書」(以上、様式任意)及び契約日から遡って1年以上の期間、乙による当該調査員の社会保険料の支払いを証する書類を甲に提出すること。
  - 4 乙は遺物引き取り時に甲に対して借用書(様式任意)を提出すること。また甲は乙による遺物返却時に借用書を返却すること。
  - 5 甲乙とも、仕様、工程等の変更を要する場合には、速やかに協議すること。
  - 6 乙が甲に対して報告を要する事項が生じた場合には、速やかに報告すること。

(洗浄)

- 第6条 乙は、刷毛や筆などの適切な道具を用いて、遺物が損傷しないよう遺物表面の汚れを除去すること。なお、除去により遺物の破損、または顔料等の消失のおそれがあるときは甲乙協議の上、除去しない箇所が発生する場合もある。

(金属イオンの除去作業)

- 第7条 必要に応じて、含浸処理の前にエチレンジアミン四酢酸三ナトリウム(以下「EDTA-3Na」という。)またはエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(以下「EDTA-2Na」という。)の水溶液に浸漬し、金属イオンの除去を行うこと。
- 2 EDTA-3Na水溶液またはEDTA-2Na水溶液への浸漬後は温水にさらし、浸透したEDTA-3NaまたはEDTA-2Naの除去を充分に行うこと。

(含浸処理)

- 第8条 遺物の変形や歪み等を最小限にとどめる方法で含浸すること。塗布されている赤色顔料等が消えない方法で含浸すること。
- 2 トレハロース含浸法では、下記のとおり含浸工程を調整すること。
    - (1) 最終含浸濃度は対象物の状態にあわせて最適な濃度を決定すること。
    - (2) 取り上げ後は適切な環境で乾燥を行い、変形をおこさないように留意すること。
    - (3) 表面処理はスチームクリーナー等を利用し、変形やむらをおこさないように留意すること
  - 3 高級アルコール含浸法では、下記のとおり含浸工程を調整する。ただし、高級アルコール含浸後に真空凍結乾燥処理を伴う場合は第1号の含浸濃度及び第2号及び第3号の温度も適切に調整すること。
    - (1) 低級アルコール(メタノール)に浸漬して木製品内の含浸水を置換する。
    - (2) 低級アルコールと高級アルコール(セチルアルコール、ステアリルアルコールまたはベヘニルアルコールのうちの1種)との等量混合物を60℃に保温した恒温器に入れて浸漬する。
    - (3) 恒温器内で高級アルコールを63℃に保持した中に浸漬して、含浸低級アルコールを高級アルコールと置換する。
    - (4) 取り上げ後、キムタオル等で表面を軽く拭き取って室温内で乾燥、固化させる。
  - 4 真空凍結乾燥保存法では下記のとおり含浸工程を調整すること。
    - (1) まず置換処理として遺物をPEG60%を目安として含浸すること。ただし、遺物の変形やゆがみを極力防ぐため、樹種や保存状態に合わせて含浸濃度を調整することを可とするが、その場合は事前に監督員と協議すること。置換処理後の遺物は、真空凍結乾燥を行う前に、冷凍庫内で予備凍結を行うこと。
    - (2) 真空凍結乾燥は、乾燥庫内をマイナス40℃以下に設定して遺物を凍結させ、真空状態にすることで水分を昇華させること。
    - (3) 作業後は、遺物の表面に吹き出したPEGを払拭するとともに、遺物に付着している異物

を丁寧に除去すること。

- (4) 作業終了後、水分残存等により遺物に変化が生じることがないか一定期間注意深く観察すること。

(接合・充填・補彩作業)

第9条 必要な破片を接合すること。

- 2 含浸処理後、監督員が接合箇所および欠損部分の充填箇所を乙と協議の上指示するものとする。
- 3 補彩は、充填部分に限り実施することとし、補彩には水性のアクリル絵の具を使用するものとする。
- 4 作業指示に係る「監督員」の旅費は甲が負担する。

第10条 乙が第9条2から3の作業段階で第3条5の工程管理を適切に行っていることについて、「監督員」が現地確認(段階確認)を行う。また、その際は調査員も立ち会うこと。現地確認に要する旅費等は甲が負担する。

(樹種同定)

第11条 乙が行う試料採取は以下の手順で行うこと。

#### 1 資料採取

- (1) 保存処理作業を行う前に、樹種同定の資料を採取すること。
- (2) 切片の採取箇所は、資料の保存状況を加味し、資料の引き渡し時に監督員と協議して、決定した箇所にする。また、採取箇所の採取前後の写真を撮影し、甲の提供する実測図に採取箇所を記録すること。
- (3) 樹種同定は、原則として木口、柾目及び板目の三方向から切片を採取し、プレパラートを作成すること。
- (4) 切片を採取する際、木取り方向を検討するため、樹種同定の切片作成時に細胞組織の方向を確認しておくこと。

#### 2 同定結果

得られた同定結果については、含浸処理前に監督員に報告すること。

(塗膜分析)

第12条 乙が行う塗膜分析は以下の手順で行うこと。

#### 1 塗膜採取

- (1) 保存処理前写真の撮影後、含浸処理前に、対象遺物の木地から塗膜への変化が確認できるような細部の観察を行い、断面の木地から塗膜にかけて数mmの試料を採取して塗膜分析を行うこと。
- (2) 切片の採取箇所は、資料の保存状況を加味し、監督員の指示により決定すること。
- (3) 試料採取後、合成樹脂に包埋して研磨を行い、薄片プレパラートを作成すること。

#### 2 観察及び分析

- (1) 薄片プレパラートについて顕微鏡観察を行い、試料の特徴を捉えること。
- (2) 乙は、エネルギー分散型蛍光X線分析(ED-XRF)を用いて塗膜混和物の成分を明らかにすること。

#### 3 分析結果

得られた分析結果については、分かり次第監督員に報告すること。

#### 4 補色

処理終了後、試料採取箇所に樹脂を充填し補色すること。

(保存処理記録)

第13条 乙が作成する保存処理記録には、作業工程を記録した写真を付するとともに、樹種同定

記録、塗膜分析記録、作業の実施日、作業内容、使用薬品・濃度等を記載するものとする。

(成果品)

第14条 次のものを成果品とする。

- (1) 保存処理の終了した遺物 一式
- (2) 保存処理記録 一式
- (3) 樹種同定記録(切片採取記録、木口面、柾目面、板目面のプレパラートを含む) 一式
- (4) 塗膜分析記録(切片採取記録、プレパラートを含む) 一式
- (5) 以下に関する写真 一式
  - ア 開梱時の写真
  - イ 保存処理業務着手前の写真
  - ウ 含浸処理後の写真
  - エ 保存処理業務終了後の写真
  - オ 樹種同定における切片採取前後の写真
  - カ 樹種同定に用いた顕微鏡写真(原則として木口面、柾目面、板目面の3面)
  - キ 塗膜分析に用いた顕微鏡写真
- (6) 上記写真のデジタルデータ 一式  
保存形式は jpeg 形式(2048×1512 ピクセル〔300 万画素〕以上)とし、記録媒体はCD-R、DVD-Rとする。
- (7) 特記事項  
データ利用環境は、Windows11 で読み込み可能なデータとする。

(完了報告及び検査)

- 第15条 乙は、本業務を完了したときは、完了の日から5日以内に第14条の成果品と共に完了報告書を甲に提出する。
- 2 甲は、成果品及び完了報告書を受領した日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行い、合格したものを成果品とする。
  - 3 成果品の検査には、乙が立ち会わなければならない。
  - 4 甲は、第2項の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。
  - 5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲の指示に従って遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。この場合においても第2項及び第3項の規定を準用する。
  - 6 検査終了後といえども、乙の責に帰すべき事由により再度の保存処理の必要がある場合には、乙の責任において直ちに行うこと。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第17条 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- 2 甲は、次のいずれかに該当する場合は、上記の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
    - (1) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
    - (2) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
  - 3 乙は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

(守秘事項等)

- 第18条 乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 3 乙は、本業務に従事する者並びに第17条の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、第1項及び第2項の規定を遵守させなければならない。
  - 4 甲は、乙が第1項から第3項までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
  - 5 第1項から第4項までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第19条 乙は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

（特許権等の使用）

第20条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

（本業務の調査等）

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。乙は、これに従わなければならない。

（仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務）

第22条 乙は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

（事故等発生時の対応義務）

- 第23条 乙は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲と協議する。

（損害賠償）

第24条 乙は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（責任の制限）

第25条 双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は当該部分についての義務の履行を免れ、甲は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

（委託料の支払）

- 第26条 乙は、委託料を請求する場合は、第15条第2項の検査合格後に行うものとする。
- 2 甲は、第15条第2項の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
  - 3 甲が正当な理由なく第2項に規定する期間内に支払を完了しないときは、乙は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(口座振替依頼)

第27条 この契約に基づく甲から乙への支払は、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。

(違約金)

第28条 乙は、第3条に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(乙が既に本業務を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(業務の中止)

第29条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(追完請求権)

第30条 甲は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当な期間を定めて甲の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(契約の解除)

第31条 甲は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(2) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 第30条の履行の追完がなされないとき。

(4) この契約に違反したとき。

3 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(2) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) このほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第2項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経

営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

4 甲が第2項及び第3項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

5 甲は、第1項の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(賠償の予定)

第32条 乙が第31条第3項第5号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第33条 本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(仕様書遵守に要する経費)

第34条 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(その他)

第35条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

2 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

3 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。